

別記 1

下水道使用料徴収事務委託仕様書

1 委託事務の内容

委託事務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 下水道使用料の算定に関する事務
- (2) 下水道使用料の納入通知書の発行及び送付に関する事務
- (3) 下水道使用料の納入通知書の再発行に関する事務の一部
- (4) 下水道使用料の収納及び滞納整理に関する事務の一部
- (5) その他前各号に付隨する事務

2 下水道使用料の徴収

下水道使用料は、水道料金と併せて徴収する。ただし、やむを得ず分割して徴収することとなった場合は、水道料金に先に充当するものとする。

3 徴収の期限

下水道使用料の徴収は、水道料金の債権が消滅し、又は消滅時効が完成するまでとする。ただし、滞納処分以外に適切な徴収方法がないなどの事由が生じたときは、乙は、速やかに委託事務の対象としない旨を甲に通知するものとする。

4 収納金の払込み

乙は、毎月末日までに収納した下水道使用料を翌月末日までに甲の指定する口座に払い込むものとする。

5 下水道使用料の還付

乙は、徴収した下水道使用料に過誤納が生じたときは、大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）第29条の規定により還付するものとする。ただし、甲への収納金の払込みが完了した下水道使用料に係る過誤納金は、甲が納入者に還付するものとする。

6 情報の提供

甲は、乙に下水道使用料の徴収事務を委託するに当たり必要な次の情報を提供するものとする。

- (1) 新規下水道使用者に関する情報
- (2) 新規下水道使用者の量水器に関する情報
- (3) 下水道使用者の変更に関する情報
- (4) 下水道使用料の収納及び還付に関する情報
- (5) 下水道使用料の改定に関する情報
- (6) 下水道使用料の減免に関する情報
- (7) 下水道供用区域の変更に関する情報
- (8) 下水道汚水量の認定に関する情報
- (9) その他乙が必要とする情報

7 個人情報の保護

乙は、本件事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年大阪広域水道企業団条例第3号）を遵守するものとする。

8 事務報告

乙は、甲に次の書類を提出する。

- (1) 下水道使用料調定集計表、収納簿（毎月）
- (2) 下水道使用料収入報告書（毎月）

別記 2

下水道使用料徴収事務委託料の算定方法

1 算式

対象経費のうち按分対象経費総額×下水道使用料調定件数÷水道料金調定件数×0.5+対象経費のうち按分対象外経費総額+消費税及び地方消費税相当額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

2 対象経費

- (1) 使用の開始・中止に係る経費
- (2) 検針計量に係る経費
- (3) 料金計算に係る経費
- (4) 徴収に係る経費
- (5) 量水器の維持管理に係る経費
- (6) 量水器の減価償却費、除却費
- (7) 庁舎の維持管理に係る経費
- (8) 庁舎の減価償却費、除却費
- (9) 対象事務関係の機械装置・器具備品の減価償却費、除却費
- (10) その他対象事務に係る経費

3 当該年度の委託料の算定方法

上記1及び2により算出した当該年度の見込額に、同様に算出した前年度の決算に基づく実績額（ただし、既納分との差額）を加減し、当該年度の委託料とする。

